

令和4年度適用開始  
市民税・県民税の主な改正内容



住宅ローン控除「特例措置」の延長

住宅ローン控除は消費税増税に伴い、控除期間が13年に延長される特例措置がとられていました。この度の新型コロナウイルスの影響をふまえ、この特例措置の対象入居期間が延長されます。

特例措置対象入居期間	
改正前	改正後(2年延長)
令和1年10月1日 ～令和2年12月31日	令和3年1月1日 ～令和4年12月31日

※注文住宅は令和3年9月30日まで、分譲住宅は令和3年11月30日までに契約した方が対象です。

○延長部分に限り、住宅の面積要件が緩和

緩和後の床面積要件/40㎡以上  
※40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額が1,000万円以下の方が対象です。

○市民税・県民税からの控除

延長された控除期間において、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で市民税・県民税から控除します。

セルフメディケーション税制「適用期限」の延長

※令和5年度以後の市民税・県民税から適用されます。

適用期限	
改正前	改正後(5年延長)
令和3年12月31日	令和8年12月31日

退職所得課税の適正化

法人役員等以外で、勤続5年以下の方の退職所得の課税対象が変わります。

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得には、1/2課税が適用されません。

課税対象	
改正前	改正後 (令和4年1月1日以降の受取)
退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の残額の1/2	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の残額のうち、300万円を超える部分には1/2課税を適用しない

税務課 市民税係

☎お太助フォン 42-5614 ☎42-2130

公営住宅入居者募集



種類	市営住宅		
公募期間	4月4日(月)～18日(月)		
住宅名	美土里町北生住宅 1棟2号室	向原町朝日が丘住宅 11棟1号室	向原町尾原住宅 B棟1号室
所在地	美土里町生田 2959番地1	向原町戸島 2953番地1	向原町坂 734番地
家賃(月額)	15,800円 ～31,000円	18,200円 ～35,700円	22,900円 ～44,900円
間取り	木造2階建3DK		
条件	所得制限(上限)あり ※その他条件があります。		

※入居希望者多数の場合は抽選

住宅政策課 住宅係

☎お太助フォン 47-1202 ☎47-1206

住民異動届は  
期間内に届け出てください



転入・転居・転出・世帯変更などの際に必要な住民異動届の届け出が、既定の期間を過ぎた場合「届出期間経過通知書」を簡易裁判所へ送付します。経過理由によっては裁判所が過料を科す場合がありますので、忘れずに届け出てください。

※当分の間、新型コロナウイルス感染症の影響で届け出が遅れた場合は過料が免除されます。

《届出期間》

- 転入届(市外から本市へ引っ越し)
  - 新住所へ引っ越し日の翌日から14日
- 転居届(本市内での引っ越し)
  - 新住所へ引っ越し日の翌日から14日
- 転出届(本市から市外へ引っ越し)
  - 引っ越し予定日の14日前から予定日
- 世帯変更届(世帯分離、世帯合併など)
  - 変更日の翌日から14日

総合窓口課 窓口係

☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130

制度に関する  
お知らせ

行政情報

4月から各種手当額が変わります

今年4月から、各手当の支給額を減額改定します。

※毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定(令和3年全国消費者物価指数は対前年比-0.2%)

		改定前支給額 (～令和4年3月)	改定後支給額 (令和4年4月～)	差額	
児童扶養手当	全部支給	43,160円	43,070円	-90円	
	一部支給	43,150円 ～10,180円	43,060円～10,160円	-90円～-20円	
	第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円	-20円
		一部支給	10,180円 ～5,100円	10,160円～5,090円	-20円～-10円
	第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円	-10円
		一部支給	6,100円 ～3,060円	6,090円～3,050円	-10円
特別児童扶養手当	1級	52,500円	52,400円	-100円	
	2級	34,970円	34,900円	-70円	
特別障害者手当		27,350円	27,300円	-50円	
障害児福祉手当		14,880円	14,850円	-30円	
経過的福祉手当		14,880円	14,850円	-30円	

子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

風しん抗体検査・予防接種  
無料実施期間を延長します



国の風しん対策の方針を受け、風しん抗体検査・予防接種の無料実施期間を3年間延長します。令和4年4月1日以降に検査・接種を希望する方は、クーポン券の再交付申請をしてください。

《対象》 ※下記の全てに該当する方

- 男性
- 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方
- 抗体検査や予防接種を受けていない方

《料金》

無料(1回限り)

《実施期間》

令和7年3月31日まで

健康長寿課 健康推進係

☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

住民税非課税世帯への臨時特別給付金  
申請期限は5月2日です



対象と思われる方へは、確認書または申請書を送付していますので、支給を希望する場合は、期限までに書類を提出してください。

《対象》 ※下記の全てに該当する方

- 令和3年12月10日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 令和3年度分の住民税均等割が課税されていない世帯(世帯構成員全員)

※住民税が課税されている方の扶養者のみで構成される世帯は対象になりません。

《申請期限》

5月2日(月) ※当日消印有効

総務課 臨時特別給付金担当

☎お太助フォン 47-1125 ☎42-4376